

日本女性学会 2024年大会 分科会 調査報告書

日本女性学会 2024年大会において開催された分科会について、発言や運営に問題があったとの指摘、批判がありました。これをうけ、22期・23期幹事会は4回の合同会議の開催、メール審議を通じて議論を重ねてきました。その過程で「2024年度日本女性学会大会の分科会について」（7月14日付）を公表し、2024年8月8日、幹事4名ⁱおよび外部委員2名からなる調査ワーキンググループ（WG）を発足させました。

調査WGは、指摘された事実の存否を確認し、具体的な問題について調査するため、2024年8月18日から2025年2月2日まで、計10回の会議の開催およびメール審議を重ねました。分科会に関して指摘された事項に関する事実確認にあたっては、録音ⁱⁱおよびその文字起こしを用いるとともに、分科会の担当幹事2名に対する聞き取りも実施しました。また、分科会の開催後に、当学会に寄せられた抗議文および要望書を資料として参照しましたⁱⁱⁱ。

2025年2月11日、調査WGは23期幹事会に結果を報告し、その後、幹事会で、公表すべきでない情報を除く等、必要な加筆修正を行ったものが本報告書となります。上述の通り、分科会の場で何が起こっていたのかについては、録音と聞き取りに基づいて正確な把握に努めましたが、同じ会場にいた参加者の間でも受け止め方は一様ではなく、また、録音には入らなかった発言や音では把握できない状況もあり得ます。調査WGによる調査には一定の限界があることをご理解のうえ、お読みくださいますと幸いです。

なお、当学会の大会では、分科会のうち「パネル報告」「ワークショップ」に分類されるものについては、申請した会員が分科会全体を企画・運営する形をとっています。今回対象となった分科会もこの区分による分科会であり、22期幹事会が企画・運営したものではありません。しかしながら、日本女性学会は今回の指摘、批判を真摯に受け止め、「学会活動の自由と公正のための宣言」（2006年6月10日、日本女性学会総会において採択）に基づいて、大会を含めた学会運営の改善を検討してまいります。

ⁱ 調査WGメンバーの選出は22期・23期幹事会で合議の上決定したが、22期幹事は当該大会の運営に携わった立場であることから、22期から職務を継続している幹事は選出対象に含めなかった。

ⁱⁱ 録音については、当日、分科会の会場において録音禁止の案内がなされていなかったことを確認した。一般に、学会等で録音を禁じる場合は、著作権の保護および誹謗中傷の回避が目的となる。本調査において、録音を用いることはいずれにも抵触しないので、調査WGは調査の資料として録音を用いることとした。

ⁱⁱⁱ SNSをはじめとするウェブ上の情報等は参照しなかった。

事実の確認および評価

以下の4つの観点に分け、問題の指摘、事実の確認、評価についてそれぞれ述べる。

1. 分科会の内容に対する指摘について
2. A氏による申し立てについて
3. 学術的な会議の場としての当該分科会について
4. 幹事会の対応不備について

1.分科会の内容に対する指摘について

1-1. 問題の指摘

【幹事からの指摘】

2024年6月9日、大会の開催後に行われた合同幹事会において、数名の幹事から当該分科会について問題提起がなされた。また、合同幹事会の議事録内容についてのメール審議中、1名の幹事から6月15日のメールにて、より具体的に、以下の指摘がなされた。10月2日の聞き取りにおいて、指摘内容の確認を行った。

a. 報告について

a-1：B氏の報告にて、性自認を否定し、生物学的性別のみが存在する、という見解が示された。

a-2：A氏の報告にて、オーストラリアにおける売買春の合法化とトランスジェンダーを結びつける印象づけがなされた。

a-3：C氏の報告にて、ポルノの撮影に歯止めが効かなくなっている状況に、トランスジェンダーが関係しているという印象づけがなされた。

b. 質疑応答について

b-1：トランスジェンダーの人を想定した侮蔑的な発言や匂わせが充満していた。

【抗議文における指摘】

6月17日、幹事が受け取った「抗議文」において、以下の指摘がなされた。

a. 報告について

a-4：トランスジェンダーに関する研究や当事者研究がまったく反映されていなかった。

b. 質疑応答について

b-2：トランスジェンダーをフェミニズムや女性に対する脅威とする発言があった。

b-3：トランス女性を女性とみなさない発言があった。

b-4：トランスジェンダーをカルトであるとする発言があった。

b-5：「トランスジェンダリズム」を男権思想とした。

b-6：女性を分断させるサディズムとする発言があった。

b-7：批判的な意見に対する嘲笑のような笑い、差別的な発言への拍手、悪質な野次や暴言があり、恐怖を感じて、批判的な意見はできないと感じた。

【要望書等における指摘】

a. 報告について

a-5：トランスジェンダー運動が「キャンセルカルチャー」の先頭であるとされた。

a-6：ポルノ被害とトランスジェンダーを重ねる発言があった。

b. 質疑応答について

b-8：トランスジェンダー当事者やトランスジェンダーへの差別を問題とする人々への揶揄、小馬鹿にしたような雰囲気があり、発言する勇気が持てなかった。

1-2. 確認した事実

【a. 報告について】

a-1：B氏の報告において、性自認を否定し、生物学的性別のみが存在する、という見解が示された。

性自認は存在しない、あるいは生物学的性別のみが存在する、という発言は録音では確認できなかった。発表資料の中にそのような内容が含まれていた可能性はあるが、調査WGではB氏に発表資料の提供を求めることは困難であると判断したため、資料については確認しなかった。質疑応答においては、「性」についての「自認」に言及している箇所が確認されたため、後述する。

a-5：トランスジェンダー運動が「キャンセルカルチャー」の先頭であるとされた。

「キャンセルカルチャー」の定義は、A氏の報告にあり、「公的機関や民間団体が市民や従業員に対して発表の機会を奪い、職を失わせ、職業上の批判を伴うような様々な嫌がらせをすること、あるいはそのようなキャンペーンに屈すること」とされている。A氏は、それを「現代の欧米社会で発展した女性差別の一現象」ととらえ、イギリスの批評家による「中高年女性の悪魔化 demonization」という概念や中高年女性を罰する道具として使用された「scold's bridle」（女性の頭にはめて口を閉じさせる鉄製や革製のくつわ）になぞらえたうえで、「現在の欧米では、寛容や多様性、包括、インクルージョンの名のもとに」女性たちがハラスメントや中傷を受けるキャンセルカルチャーが広がっているとの見解を述べた。そのうえで、トランスジェンダーに対して差別的とみなされた論文や著書を書いた女性ジャーナリストや研究者が辞職に追い込まれたり、雇用主から契約を打ち切られ、登壇予定だったイベントがキャンセルされたりした事例を4つあげた。結論部分では、キャンセルカルチャーは、「歴史的にずっと存在していた女性差別の一現象であり、さらにトランスジェンダリズムを擁護する人たちの活動において今日頂点に達して」おり、「トランス運動は、そのような女性たちに対するキャンセルや嫌がらせの最先端になっています」と結論づけた。

a-2：A氏の報告において、オーストラリアにおける売買春の合法化とトランスジェンダーを結びつける印象づけがなされた。

A氏は報告の終盤において、「トランス差別、差別反対を口実として、表現の自由、学問の自由」への抑圧が進んでいるオーストラリアにおいて、性産業の自由化政策が推進されていることは「決して偶然でない」と述べ、その理由を「どちらも男性の力を増大させ、女性を従属させるものだから」とした。直後には、少女を売春のために人身売買する組織的なグループがあること、少女や若い女性に対する性的暴力の割合が高くなっていることを紹介した。トランス差別に対する抗議活動と、オーストラリアにおける性産業の自由化政策、ならびに少女や若い女性に対する人身売買と性暴力の関連を示唆する展開となっていた。

a-3：C氏の報告において、ポルノの撮影に歯止めが効かなくなっている状況に、トランスジェンダーが関係しているという印象づけがなされた。

a-6：ポルノ被害とトランスジェンダーを重ねる発言があった。

C氏の報告では、ポルノとトランスジェンダーが並置されているものの、ポルノの撮影に歯止めが効かなくなっている状況にトランスジェンダーが関係しているという発言や、ポルノ被害とトランスジェンダーを直接的に重ねる発言を確認することはできなかった。トランス問題についての言及としては、ポルノ被害とオルタナティブな表現の自由について説明した後、ジェンダー・クリティカル・フェミニストの議論を一律にトランスヘイトとみなしてキャンセルすることに言及し、これをオルタナティブな表現の自由の乱用と位置づけていた。

また、質疑応答において、C氏の報告に対するフロアからの発言の中に、この指摘に関連する内容が含まれているため、この点については後述する。

a-4：トランスジェンダーに関する研究や当事者研究がまったく反映されていなかった。

3つの報告すべてにおいて、トランスジェンダーの当事者研究やトランスジェンダー研究領域の先行文献は参照されておらず、またそうした先行研究の知見は反映されていなかった。

【b. 質疑応答について】

a-1：B氏の報告において、性自認を否定し、生物学的性別のみが存在する、という見解が示された。

B氏による「自認」についての発言は、報告ではなく質疑応答において確認された。トランスの権利擁護の運動を「カルト思想」と捉えて、それに対抗する方法を尋ねた質問に対して、B氏は質問者に同調し、「彼らの、論理・主張」は「でたらめ以外の何物でもないものであって、まったくナンセンスなもの」としたうえで、「左派やリベラル派に属する人々が、これは、おかしいと声をあげること」が対抗策であると回答した。続いて、「その人が増えれば確実に我々は勝ちます。だって彼らになんも本質的な根拠、ないわけですから。そうでしょ。地球は真っ平らだと言ってるのと一緒でしょ（会場 笑い）。それと同じレベルのこと言ってる人ですよ。自認によって性別を変えられるとか。そんなばかなことありえないわけで、そういう人たちがなぜ力をもってるのか、こういう多くの人が声をあげないからですよ。あげれば彼らがあつという間に粉碎されます」と述べた。

a-3：C氏の報告において、ポルノの撮影に歯止めが効かなくなっている状況に、トランスジェンダーが関係しているという印象づけがなされた。

a-6：ポルノ被害とトランスジェンダーを重ねる発言があった。

C氏の報告ではなく、氏に向けられた質問として、「性の多様性条例のせいで大変な思いをしている」「ジェンダー思想(?)に乗っ取られている」地域の住人だという自己紹介のあと、「小児性愛、近親相姦」をテーマにしたAV撮影が小学校に隣接する公園で行われたことに対し、抗議運動を展開しているがうまくいっていないとしてアドバイスを求めるものがあった。この際、質問者は、陳情が阻まれる理由を「性の多様性条例を推進している」委員らに帰する発言も行っていった。

b-2：トランスジェンダーをフェミニズムや女性に対する脅威とする発言があった。

質疑応答において、参加者からトランスジェンダーの「人の人生を議論」の俎上にあげて論ずることに対する違和感が表明された際、それへの応答として、B氏はこれを「トランスジェンダーの存在に関わることだから、議論は、するべきでないという、端的でノーディベートの屁理屈」としたうえで、「トランス運動ってのは女性運動を侵害するわけ。女性の存在を脅かしているわけですから、やはり女性の存在問題でもあるわけです」と回答した。

b-3：トランス女性を女性とみなさない発言があった。

B氏は質疑応答の中で、自分はずっと「トランス女性は女性」だと考える立場に立ってきたと表明し、それがおかしいと思い始めたのは、トランス活動家の言動があまりにもひどかったからであると述べた。ここからは、現在は「トランス女性」を女性とみなすことに反対の立場であることが見て取れる。

また、「トイレ問題」を取りあげた質問者が「トランス女性を女性だと思ってる人は何人いるんですか」と聴衆に問いかける場面があり、会場からは笑いが起こった。この状況に対して、参加者の一人が、「ただの差別じゃないですか。差別集会してんですか」等と発言したのに対し、会場からは、「それ、トランスの活動家に言ったらどうですか？あと、男。ここにいる女に言うことじゃないですよ」との反論が向けられた。前述の参加者が会場を去る際には、他に「さようなら！」「お疲れー！」といった野次もあった。

b-4：トランスジェンダーをカルトであるとする発言があった。

B氏に対し参加者の一人が、トランスの権利擁護の運動を「カルト思想」と捉えて、これに対抗する方法を尋ねた。次に発言した参加者も、「私はこの今回の問題みたいなのをトランスカルトだなんていうふうに思っていて」それをどう「目覚め」させたらよいかと重ねて質問した。これらの質問に対し、B氏は、彼らの論理・主張は「でたらめ以外の何物でもないのであって、まったくナンセンス」であると賛同を示し、「トランスカルトにすっかりとらわれちゃった人をどうするか、難しい」と応答した。トランスジェンダーの権利擁護の運動をカルト思想であるとするこのような主張に対する反論はなされなかった。

b-5：「トランスジェンダリズム」を男権思想とした。

「トランスジェンダリズム」という用語はB氏の報告で用いられており、その定義については述べられていないが、性自認のみに基づいて法的性別を変更することをトランスの権利として擁護するような運動を総称したものと思われる。質疑応答では、上述した「トランス」と「カルト」を重ねる複数の質問への応答の中で、B氏は「男権思想」に言及し、「なぜ強い力を持っているのかというと、それが主流の男性権力の利害にぴったし合うから」と述べている。またA氏も、トランス運動のすべてではないがとしてもその中に「完全に男性の権力を増大させるもの」があると述べている。ほかにも、トランス運動と性売買の合法化に関する質問の中で「男権を増大させたいからやってるんだろう」という参加者からの発言があり、それに対するB氏の応答でも「やっぱり男性の権利運動って側面が強いついていうのが大きいと思います」と述べられていた。

b-6：女性を分断させるサディズムとする発言があった。

「サディズム」については、A氏の発言の中に確認された。トランス運動の中に、すべてではないとしても、男性の権利を主張する運動と捉えられる側面があり、女性たちを分裂させたり、困らせること自体を楽しんでやっているのではないかとの仮説とともに、その「サディズム的な部分」を家父長制の中核にあるものとして論じていた。

b-1：トランスジェンダーの人を想定した侮蔑的な発言や匂わせが充満していた。

b-7：批判的な意見に対する嘲笑のような笑い、差別的な発言への拍手、悪質な野次や暴言があり、恐怖を感じて、批判的な意見はできなさと感じた。

b-8：トランスジェンダー当事者やトランスジェンダーへの差別を問題とする人々への揶揄、小馬鹿にしたような雰囲気があり、発言する勇気が持てなかった。

質疑応答において、笑い、拍手、野次は、複数箇所、確認された。

1-3. 評価

確認した事実について、論点を以下の9点に集約し、評価を述べる。

- ① 性自認の否定と受け止められる発言がなされたことについて (a-1, b-3)
- ② トランスジェンダー運動が「キャンセルカルチャー」の先頭、男権思想とされたことについて (a-5, b-5)
- ③ トランスジェンダー運動を売買春の合法化に結びつける印象づけがなされたことについて (a-2)
- ④ トランスジェンダー運動は女性を分断させるサディズムとする発言があったことについて (b-6)
- ⑤ ポルノ被害とトランスジェンダーを重ねる発言があったことについて (a-3, a-6)
- ⑥ トランスジェンダーに関する研究や当事者研究がまったく反映されていなかったことについて (a-4)
- ⑦ トランスジェンダーをカルトであるとする発言があったことについて (b-4)
- ⑧ トランスジェンダーをフェミニズムや女性に対する脅威とする発言があったことについて (b-2)
- ⑨ トランスジェンダー当事者やトランスジェンダーへの差別を問題とする発言に対して、野次等があったことについて (b-1, b-7, b-8)

① 性自認の否定と受け止められる発言がなされたことについて (a-1, b-3)

「性自認」とは、日本においては「性同一性」、「ジェンダー・アイデンティティ」など、異なる用語が用いられているが、いずれも英語の **gender identity** を指すものであり、同義である。

「トランスジェンダー」は、「出生児に割り当てられた性別とジェンダーアイデンティティ（性自認、性同一性）が異なる人」と定義され、性自認（ジェンダーアイデンティティ、性同一性）は、自分が男性あるいは女性であること、男性・女性として生きているということに対する実感と理解に基づき、個人のアイデンティティの根幹を成すものである。

性別は人格の根幹をなすものであり、人格的生存に不可欠な要素である。そのため、出生時に割り当てられた性別と性自認が異なるトランスジェンダーの場合、社会から性自認と異なる性別の人として取り扱われること、そのような性別で社会生活を営むことが精神的苦痛の要因となる。また、トランスジェンダーの存在を想定せず、シスジェンダーを中心に作られた社会制度や文化、人々の価値観と態度によって、しばしば不利益や精神的、身体的暴力や抑圧を受ける。それゆえに、トランスジェンダーの人権運動は、マジョリティと同様に性自認に従って社会生活を送り、差別されない権利、トランスジェンダーであることを同意なく公開されないプライバシーの権利、必要な医療にアクセスする権利を求めてきた。

「性自認」の概念は、出生時に割り当てられた性別をマジョリティとは異なるかたちで経験するそのあり方を言語化し、当事者が自己の在り方を理解するうえで不可欠な概念である。同時に、差別的取り扱いを受けないことを求めるトランスジェンダーの人権運動において根幹となる概念であり、欧米圏におけるセクソロジーの黎明期以来、長年に渡って慎重に議論され、用語として定着してきたものだ。

質疑応答における B 氏の発言は、このように長い時間をかけてトランスジェンダーというマイノリティの人権運動の中心となり、当事者にとって自己存在を説明するうえで非常に重要である「性自認」と

いう概念を、マジョリティの立場から学術的議論の俎上にあげることの重みや、当事者への影響、当事者への敬意や配慮を欠いたものと捉えられる。B氏は、「自認によって性別を変えられる」と主張することは、「地球は真っ平らだと言ってるのと一緒に」だと主張している。こうした発言が、これまでのトランスジェンダーの運動のあり方を否定するだけでなく、人生を通じて自身の性自認が大切にされない経験を積み重ねるトランスジェンダーの当事者にとって自身の人格に対する否定であると受け止められ、人生の傷つきやトラウマをさらに深めるものとして経験されたことは想像に難くない。

一方、B氏の報告「危機に立つフェミニズムと表現の自由—アビゲイル・シュライアー『不可逆的ダメージ』翻訳出版事件を中心に」は、今日、トランス問題をめぐって左派の立場からなされる表現の自由への攻撃を深刻に受け止め、危機に陥っている「フェミニズムと表現・出版・学問の自由」について問題提起しようとしたものである。

B氏の報告の中で、性自認は存在しない、あるいは生物学的性別のみが存在する、といった発言を確認することはできなかった。質問に対する回答で「自認によって性別を変えられる」ことを上述のような強い言葉で批判したのは、自認のみを根拠として性別を変えることを是とする立場に立つ論者が「キャンセル」という運動をすることに対する批判がこめられたものと解釈しうる。

議論を許さず「差別」と断定する運動のあり方に対する問題提起は、日本女性学会において丁寧な学術的な議論として深められるべき重要な論点を含んだものであった。しかしながら、上述のように煽るような強い否定的な表現方法をとったことで、当事者も含むトランスの権利擁護運動を促進する立場に立とうとする参加者にとって、差別的な発言であると受け止められ、脅威を与えることになったのであろうと推察しうる。

司会者でもあったB氏のこうした姿勢に対し、他の登壇者からも、学会の運営側からも抗議や介入が行われないうま質問が継続される中で、参加者から、トランス女性を「我思う、我思うゆえに我は女なり」と言っているにすぎないと笑って発言する事態が生じた。このような発言がなされ、さらにそれを支持するような野次や笑いが繰り返される場合は、トランスジェンダーの当事者にとっても、その人権を擁護する立場の人にとっても心理的安全性を脅かされる場であったと考えられる。たとえ学術的な会議の場であったとしても、このような場において理路整然と反論することは難しく、マジョリティとマイノリティの権力の不均衡が考慮されるべきであった。

一方、こうした権力勾配に対する認識は参加者の間で共有されたものではなかった。「トランス女性を女性だと思ってる人は何人いるんですか」という発言と会場からの笑いについては、質問者が性暴力被害者支援に携わる中で、行政職員から「トランス女性は女性だ」と認めないのは差別だと指摘されたという文脈において発せられたものであり、事情を理解した参加者は「行政の男性の発言の異様さに会場から失笑が漏れた」と解釈した。こうした参加者にとっては、むしろ、権力を持つ男性の行政職員によって、女性の思想信条の自由が毀損されたという受け止め方がなされていたのだと推察しうる。こうした中で、自分たちと問題意識を共有するパネリストの報告に触発され、質疑応答の場面が、これまでの不満を爆発させるような場として機能してしまったと考えられる。

② トランスジェンダー運動が「キャンセルカルチャー」の先頭、男権思想とされたことについて (a-5, b-5)

A氏の報告「欧米におけるキャンセルカルチャーとフェミニズム」は、欧米を中心にこの10年間で広まったとされる「キャンセルカルチャー」について分析したものである。scold's bridleなど、女性に対する深刻な身体的暴力を事例に取りあげ、「歴史的にずっと存在していた女性差別の一現象であるキャンセルカルチャーが、「トランスジェンダリズムを擁護する人たちの活動において今日頂点に達し

て」おり、トランス運動が女性たちに対するキャンセルや嫌がらせの最先端になっていると結論づけた。

この報告においては、トランスジェンダーに対して差別的とみなされた論文や著書を書いた女性ジャーナリストや研究者が強い抗議にさらされ、その結果として辞職や解雇、契約打ち切り、登壇キャンセルをされた事例を4つ紹介した部分が中核を占めている。A氏は、トランスジェンダーが「男性の力」を背景に強い立場にあり、それによって弱い立場にある女性が暴力的なかたちで発言機会や職を奪われているという権力関係を描いているが、この枠組みを共有しない参加者にとっては、トランスジェンダーを男女の不均衡な関係性における強者と位置づけること自体が不当な言論であると受け止められた。性自認に沿った名前の使用から医療へのアクセス、実生活での性別にあったトイレの利用と身分証明書の記載に至るまで、健康と個人の尊厳、性同一性という人格の根本に関わる制度がマジョリティであるシスジェンダーの判断に委ねられているという、圧倒的に不平等な関係を無視するものだからである。

こうした観点に立てば、A氏の報告において、トランスジェンダーに対する差別発言をしたとして強い批判に晒されているのは女性だけではないこと、「キャンセル」された事例としてあげられた女性たちの発言が、現在進行形で進む公権力や巨大資本をバックに持つ宗教右派などの主張と重なるものであり、トランスジェンダーの当事者にとって、教育や医療へのアクセス、プライバシー権といった基本的な権利の剥奪という深刻な結果を導くものであること、そして、あげられた人々が教育関係者やジャーナリストなど、その発言の社会的影響力が大きく、教育においてはトランスジェンダーの学生の安全に重大な影響を及ぼす立場にあることに触れることがなかったことは不適切である。

これらを不問に付したうえで、シスジェンダーの研究者が、トランスジェンダーの権利運動を女性への暴力であり害悪であるとみなし論じることは、マイノリティによる運動をスティグマ化し、抑圧しようと試みるもの、あるいはマイノリティの立場や意見をまったく理解せず、批判されたことにだけを批判をする、不誠実な態度であるとみなされうる。

一方、外国語話者にとって、留保をつけた言い回しや繊細な配慮が時に困難であることは否めない。そうした中で、A氏が、質疑応答において「トランス運動が主に、全部は、すべてではないんですけど、主に、男性権利を主張するような運動」になっていると限定をつけて語っているところ、批判者は、トランスジェンダー当事者という実存的「存在」と、トランスの権利擁護運動の中に見られる「思想」的態度とを混同して語っているように見えるという問題もある。A氏の発言以外にも、B氏がこれを「男性の権利運動」と位置づけていたが、学術的な会議という場においては、どのようなトランスの権利擁護運動が「男権思想」であり、そうではない運動のあり方とはどのようなものであるべきなのか、という精緻な議論がなされるべきであった。

A氏の報告がトランスジェンダーの権利擁護に関する運動を歴史的なミソジニーや女性に対する暴力として位置づけること自体をシスジェンダー中心的な見方であると受け止めた参加者がいることは理解可能である。しかしながら、差別や抑圧の問題は、一つの軸で「特権」を持っているからといって相殺されるようなものではない。参加者の中にはアカデミズムと縁のない者もあり、日本女性学会はそうした参加者が「シスジェンダー」であるからといって、「トランスジェンダー」との比較のうえでその不利益の大小を見積もるようなことに禁欲的でなければ、シスジェンダーの高卒者女性とトランスジェンダーの大卒者女性の抑圧を比較するような陥穽にはまることだろう。

A氏がなした問題提起は、日本女性学会において学術的に意見をかわすにふさわしい論評であり、質疑応答において、氏の主張の根拠を問うなどすることによって、十分意義のある議論が展開される可能性に開かれていた。実際、参加者の一人からは、「中年女性のバッシング、ミソジニー」が存在するのは確かであるとしても、氏が紹介したようなキャンセルの対象となった女性たちに対する批判を、その歴史的な最新事例と位置づけるのはおかしいのではないか、との疑義は申し立てられている。この点についてのA氏から応答がなされれば、両者の間でミソジニーや家父長制の捉え方についての差異が明確

になり議論の発展に資することになったかもしれず、そのような展開にならなかったことは残念であった。

③ トランスジェンダー運動を売買春の合法化に結びつける印象づけがなされたことについて (a-2)

この指摘は、A氏の報告の最終部分において、「表現の自由、学問の自由」への抑圧が進んでいるオーストラリアにおいて、性産業の自由化政策が推進されていることは「決して偶然でない」と述べられたことを指すと考えられる。人身売買を含めた少女・女性に対する性的暴力の高まりと、トランス差別に対する抗議活動とがどのような関係にあるのかという点は、それが単なる印象論ではなく、個別具体的なデータによって因果関係が論じられる場合には、追究されるべき重要な論点となりうる。

金銭による性行為の売買を犯罪とみなし処罰の対象とするべきか、労働とみなし安全な労働環境も含めた労働者としての権利を守るべきかという重大な議論は、フェミニズム運動やセックスワーカー運動の内部で長年にわたって議論がなされてきた。

トランスジェンダー当事者の中にもセックスワークについて多様な立場があり、一概に論じることはできない。ただし、トランスジェンダーに対する職業差別や学校でのいじめ、差別経験による退学、保護者から家を追い出されるなど、差別が原因で、トランスジェンダーはシスジェンダーよりも貧困に陥りやすく¹²³、ホームレス状態を経験する割合も高い⁴ことが国内外の調査で報告されている。また、ジェンダー肯定医療がしばしば保険適用外になるため、それを望む当事者の費用負担は、さらなる経済的困難の要因となる⁵。貧困、失業、ホームレス状態などの結果として、収入を得るために性産業に従事する割合、そしてセックスワーカーとして、顧客からの暴力に遭う割合もシスジェンダーよりもトランスジェンダーの方が高くなっている⁶。こうした理由から、セックスワーカーに対する差別の解消、セックスワーカーの労働環境改善の要求がしばしばトランスジェンダーの人権運動に含まれるのである。

トランスジェンダーとセックスワークの関係に関するこうした背景に言及なく、エビデンスもないまま、人身売買と性暴力をトランスジェンダーの人権運動とを不用意に結びつけて言及したことで、売買春の合法化や非犯罪化を求める運動とトランスジェンダーの運動を結びつける印象を形成してしまったと言える。

トランスジェンダーに限らず、性産業に従事する人は暴力や差別に晒されやすいが、特にトランス女性は、セックスワーカーに対する差別とトランスジェンダー差別が複合的に作用することで、そうした被害に遭う確率がより高いことが知られている。セックスワークに従事する人に対する暴力や搾取の高まりの原因を、トランスジェンダーの運動と結びつけることは、学術的な議論として不十分なだけな

¹ 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター (2020) 「LGBTと職場環境に関する Web アンケート調査 niji VOICE 2020～LGBTも働きやすい職場づくり、生きやすい社会づくりのための「声」集め～」
<https://nijibridge.jp/wp-content/uploads/2020/12/nijiVOICE2020.pdf>

² Sandy E. James, Jody L. Herman, Laura E. Durso & Rodrigo Heng-Lehtinen (2024). “Early Insights: A Report of the 2022 U.S. Transgender Survey”. https://transequality.org/sites/default/files/2024-02/2022%20USTS%20Early%20Insights%20Report_FINAL.pdf

³ Stonewall (2020). “Shut out: the experiences of LGBT young people not in education, training or work”.
<https://www.stonewall.org.uk/resources/shut-out-experiences-lgbt-young-people-not-education-training-or-work>

⁴ The Trevor Project (2022). “Homelessness and Housing Instability Among LGBTQ Youth”.
<https://www.thetrevorproject.org/wp-content/uploads/2022/02/Trevor-Project-Homelessness-Report.pdf>

⁵ 周司あきら・高井ゆと里 (2023) 『トランスジェンダー入門』集英社

⁶ Erin Fitzgerald, Sarah Elspeth, Darby Hickey, Chernobiko (2015). “Meaningful Work: Transgender Experiences in the Sex Trade”. https://transequality.org/sites/default/files/Meaningful%20Work-Full%20Report_FINAL_3.pdf

く、トランスジェンダーの人権擁護が女性への性的搾取を促進するかなのような印象を与え、トランスジェンダーへの差別を助長し、対立を煽る懸念がある。

一方で、トランスの権利運動家によってなされる女性へのキャンセルと、性産業の自由化を、同じ家父長制的な構造の中で発現するミソジニックな現象と捉える A 氏の立場は、フェミニズムの中では性売買やジェンダーに対する「アボリショニズム」や「ジェンダー・クリティカル」の名で呼ばれるものであり、争点とはなりえたとしてもその見解を「差別」とみなすかどうか、フェミニズムの中で決着のついた問題というわけではない。この論点は A 氏の報告における中核にあつたわけではないが、それでも、質疑応答において、そのような主張のエビデンスは何であるのかと尋ねることは形式的には不可能ではなかった。オーストラリアの売買春の完全自由化のプロセスについて参加者から質問もなされ、ビクトリア州の法改正についての経緯が説明されていたのだが、そこから、議論を深めるような展開とならなかったことは残念であった。

④ トランスジェンダー運動は女性を分断させるサディズムとする発言があつたことについて (b-6)

前述のように、女性に対する性暴力と性的搾取をトランスジェンダーの人権運動とを印象的に結びつける報告のあと、A 氏は、質疑応答において、トランスジェンダー運動は女性を分断し、困らせること自体を楽しんでやっているのではないかとの仮説とともに、その「サディズム的な部分」を家父長制の中核にあるものとして論じた。

トランスジェンダーに対する差別的言説の一つに、トランスジェンダーを「変態」「変態性欲」を持つ人々とみなすものがある。トランスジェンダーの人権運動を女性に対するサディズム、すなわち加虐性欲と結びつけることは、こうした差別言説と同様にトランスジェンダーを性的倒錯者とみなしてきた背景に照らし、差別的であると受け止められたと考えられる。

また、本パネルでは、B 氏の報告から一貫してトランスジェンダーの人権運動を女性への暴力や搾取に結びつけ、女性に対する脅威とみなしている。その一方で、いわゆる「女性オンリー空間」において起こるハラスメントや暴力は、圧倒的にシスジェンダー女性からトランスジェンダー女性、あるいはノンバイナリーの人に対して行われることが多いことも報告されている⁷。こうした調査結果をふまえず、トランスジェンダーの人権運動をシスジェンダー女性への加虐性と特徴づけ、脅威として取り扱うことは、差別的であるだけでなく、研究報告として不適切であるとみなしうる。

一方、パネルの報告者たちは、たとえば B 氏が、「トランスジェンダリズム」という言葉を用いていたように、トランスの権利擁護に伴う利害調整をはかろうとせず、強引な仕方でもこれを進める運動のことを批判することを主眼においていた。A 氏がトランスの権利運動の一部について「サディズム的な部分」と呼んだのも、それを家父長制の中核にあるものとして問題化するためであり、トランス運動の中にあるミソジニックな性格に注意を促すことがその主張の核にあつたからである。こうした運動によって、個人や組織として言論封殺の抑圧を受けてきたと感じていた参加者にとっては、こうした解釈枠組みの中で選択された語としてはなんら違和感のないものであつたと推察しうる。

もちろん、トランスの権利擁護運動をこのように位置づけることに反対する立場はあるだろう。報告者たちが運動について見落とししたり、曲解したりしていた側面があるならば、質疑応答において、こう

⁷ Chaka L. Bachmann & Becca Gooch (2018). LGBT in Britain: Trans report. <https://www.stonewall.org.uk/resources/lgbt-britain-trans-report-2018>

⁸ Hasenbush, A., Flores, A. R., & Herman, J. L. (2019). Gender identity nondiscrimination laws in public accommodations: A review of evidence regarding safety and privacy in public restrooms, locker rooms, and changing rooms. *Sexuality Research and Social Policy*, 16(1), 70-83. <https://doi.org/10.1007/s13178-018-0335-z>

した論評の瑕疵は指摘されるべきであった。学術的な会議に参加するすべての参加者には、こうした姿勢が求められ、報告者にはその批判に応答する責任がある。

⑤ ポルノ被害とトランスジェンダーを重ねる発言があったことについて (a-3, a-6)

C氏の報告「フェミニズムと「表現の自由」——ポルノ批判 vs. 「トランス差別」批判」は、今日、フェミニストによる一定の主張、研究、出版が「トランス差別」「トランスフォビア」と攻撃されるようになっていくことを「表現の自由」論の観点から検討しようとしたものである。

報告において、ポルノの撮影に歯止めが効かなくなっている状況にトランスジェンダーが関係しているとか、ポルノ被害とトランスジェンダーを重ねるような発言を確認することはできなかった。

一方、質疑応答の中で、参加者から「性の多様性条例のせいで大変な思いをしている」「ジェンダー思想(?)に乗っ取られている」地域の住人だという自己紹介のあとで、「小児性愛、近親相姦」をテーマにしたAV撮影が小学校に隣接する公園で行われたことに対し、抗議運動を展開しているがうまくいっていないとしてC氏にアドバイスを求める場面があった。この際、質問者は、陳情が阻まれる理由を「性の多様性条例を推進している」委員らに帰する発言も行っており、このことを指して上述のような指摘がなされたものと推察しうる。そこでは、質問者による独自の解釈が行われているようであり、その論理展開の不備は第一義的には質問者に帰せられるべきであろう。

A氏が人身売買や少女、女性に対する性暴力がエビデンスのないまま不用意にトランスジェンダーの運動と結びつける報告を行った後であることをふまえれば、こうした論理展開の問題が報告者と質問者の間で共有されていた可能性はある。しかしながら、こうした論理展開の不備について指摘がなされることはなかった。質問者であれ報告者であれ、その論じ方に異議があるのであれば、質疑応答の中でその根拠を糾すなどすることは可能であったと考えられるが、そうした展開にならなかったことが惜まれる。

⑥ トランスジェンダーに関する研究や当事者研究がまったく反映されていなかったことについて (a-4)

学術的な会議において、どのような研究を自らの重要な先行研究とするのかは報告者の選択に委ねられている。しかしながら、エビデンスを欠いたまま、印象論によってトランスジェンダーを性暴力や犯罪と結びつける言説は、トランスジェンダー差別においてこれまで中心的な役割を果たしてきたことが指摘されている⁹。数のうえで圧倒的なマイノリティであり、多くの人がカミングアウトしていないトランスジェンダーという特性上、社会の多くの人々は、トランスジェンダーの生活の実態についてその情報源の多くを主要メディアやソーシャルメディアに依存しており、感情的な扇動や印象論は、トランスジェンダーに対する深刻な差別と暴力を生んできた。

このような現実をふまえれば、トランスジェンダーと女性への暴力、性的搾取、犯罪がどのような関係にあるのか、という問いの立て方そのものが典型的なトランス差別の言説を踏襲するものになりうるゆえに、主催者はトランスジェンダーに対する差別を助長しない表現と方法を最大限に模索すべきであった。その際、暴力や犯罪との印象論による結びつけがトランスジェンダーに対する差別と暴力をいか

⁹ Shon Faye (2021). *The Transgender Issue: An Argument for Justice*. NY: Penguin Books. 高井ゆと里訳 (2022) 『トランスジェンダー問題 ～議論は正義のために～』 明石書店

に助長するののかについてトランスジェンダー研究を参照、言及することは、安全な議論の場を作ること
に貢献するものである。

当該分科会においては、そのような前置きや繊細な議論に必要な土台作りがなされないまま報告が終
了し、質疑応答に移った。フロアから不用意なかたちで発言がなされることを事前に防ぐ努力がなされ
なかったことは、結果として分科会全体がトランス差別的な空間として認識される要因の一つになっ
たと考えられる。

一方で、このパネルの報告者たちは「トランスジェンダーに対する差別を助長する」という主張のも
とに異論が封じられてきたという認識のもとに、それ自体を問題化することを意図していた。日本女性
学会の不備を問う声の中には、「思想への抗議」を「人への否定・差別」へと安直にスライドさせて、
「一方の側に「差別者」のラベルを貼って、本来ならば冷静に話し合えるはずだった女性たちを分断し
てき」たアカデミズムの責任を問う声があった。幹事会に声を寄せた一人の参加者は、こうした「分断
のまま、5年以上が経過し」たからこそ、この分科会の場において「両者の認識の違い」が痛みを伴う
形で表出したのだと指摘している。「問われるべきは、この分断をこれまで放置したり拡大したりして
きた学者の方々の責任」であるとするこの批判に関しても、分科会をめぐって生じた事態と同様の重
みをもって受け止められるべきであろう。

⑦ トランスジェンダーをカルトであるとする発言があったことについて (b-4)

フロアからトランスジェンダー運動を「カルト思想」と捉える質問がなされたことに対して、B氏
は、彼らの論理・主張は「でたらめ以外の何物でもないのであって、まったくナンセンス」であると賛
同し、「トランスカルトにすっかりとらわれちゃった人をどうするか、難しい」と応答した。これらの
トランスジェンダーの権利擁護の運動をカルト思想であるとする主張に対する反論は、主催者からも参
加者からもなされなかった。

トランスジェンダー運動に批判的な立場からは、トランスジェンダーの運動が「議論を許さない」と
いう批判がしばしばなされるが、こうした批判においては、シスジェンダーが当たり前に享受する権利
やアクセスが、トランスジェンダーの場合にはマジョリティの判断に委ねられるという不均衡な権力関
係が見落とされている。これは、同性婚をめぐる議論において、異性愛者が結婚する権利は議論の俎上
に載せられないのに対し、同性愛者のそれは議論の対象とされ、権力者やマジョリティ意見により否定
される日本の状況に対する批判と同様に考えられる。

トランスジェンダーは、からだの自己決定という基本的な人権や、生きるために必要な医療や教育を
受ける権利すら、トランスジェンダーの生活実態や困難な経験に対する理解が不十分だったり、差別的
な立場をとるマジョリティの視点から議論され、しばしば剥奪されてきた。

また、社会的にマジョリティによる肯定的意見が醸成できていないことを理由にこうした印象論に基
づく議論が繰り返され続けることで、トランスジェンダー差別を解消し、人権侵害の解消に向けた政策
づくりや実践が遅々として進んでこなかった実態がある。このことに対する当事者からの批判を「カル
ト思想」として棄却することは、学術的議論のあり方として乱暴であるだけでなく、差別解消を求める
マイノリティを社会から排除しようとするものと受け止められかねない。

また、B氏はトランスジェンダーの人権運動の訴えを「でたらめ」「ナンセンス」としてその合理性を否定した。こうした解釈については、トランスジェンダーとシスジェンダーの間にある「信頼性の偏り」を背景とし¹⁰、素朴な疑問を装った社会的排除の実践であると論じる立場もある¹¹。

女性の言うことより男性の言うことの方が信頼されるというかたちで現れる女性差別と同様に、トランスジェンダーに対する偏見・差別がある社会においては、トランスジェンダーの主張がしばしば不合理、信頼に足らないものとして扱われ、「非合理的な連中」としてイメージされてしまう。B氏による「でたらめ」「ナンセンス」という発言は、こうしたトランスジェンダーの合理性の否定という典型的な差別言説をなぞるものである。

一方で、「カルト思想」という表現を使った質問者によってここで否定されているのは、異論を許さず「差別」と断定する教条主義的な態度であると考えられる。報告者のB氏や質問者は、「カルト」という言葉を用いることによって、運動の中にある同調性の原理や権威の原理、異説断罪の原理といった問題を批判したのであり、こうした批判に耳を傾けることが、運動のあり方を不断に問い直すうえで有益な面も考えられるだろう。「当事者」も一枚岩ではない。彼らの主張に共鳴し、彼らとともに昨今のトランスの権利運動を問い直そうと声をあげている「当事者」も存在している。

⑧ トランスジェンダーをフェミニズムや女性に対する脅威とする発言があったことについて (b-2)

B氏の報告は、今日、トランス問題をめぐって表現の自由への攻撃が深刻なものになっているとし、危機に陥っている「フェミニズムと表現・出版・学問の自由」について問題提起しようとしたものである。質疑応答においても同様の視点から、質問者の発言を「ノーディベート」の姿勢とし、トランス運動を女性に対する脅威とみなす見解を表明した。

差別を解消するための理解を促進せずに、マイノリティの声や存在の否定が繰り返される場合に、マイノリティが議論自体の停止に向かうという事態は、トランス問題に限ったことではない。「ノーディベート」は本来、トランスジェンダーの性自認を認めない言動に対してなされたもので、フェミニズムや「女性」との切断を意図したものではない。また近年では、トランス権利擁護運動において戦略として語られるより、むしろトランス権利擁護運動に対する批判のパターンとして定型化している。B氏もまた、本パネルにおいてキャンセルカルチャーを非難し、議論の場を持つべきだとしつつ、自身の発言としては議論を促進するよりも、「ノーディベート」という定型的な断定で、「トランス運動」が「女性運動を侵害」し「女性の存在を脅かしている」と主張して、分断を際立たせてしまった。

一方で、繰り返し述べてきた通り、パネルの報告者たちが問題視したのは、性自認をベースに社会の制度設計を考えていく際に、社会的合意を丁寧につくりあげようとせず、「人の人生」を議論の俎上にあげるなという主張で議論を封じることであった。議論を許さず異論を「差別」だと断定する運動のあり方への問題提起は、日本女性学会において丁寧な学術的な議論として深められるべき重要な論点を含んだものである。

そもそもトランス権利擁護運動の「思想」をトランスジェンダー当事者の実存という「存在」の問題と分けて論じること自体が不可能なのだとする立場ももちろんありうるだろう。実際、質疑応答においては、参加者からトランスジェンダーの「人の人生を議論」の俎上にあげて論ずることに対する率直な違和感も表明されている。しかし、トランスの権利擁護の運動がその進め方によって、「女性の存在を

¹⁰ 高井ゆと里・周司あきら (2024) 『トランスジェンダーQ&A ~素朴な疑問が浮かんだら~』青弓社、110-111頁

¹¹ 同上、124頁

脅か」すものになりかねないと危惧する人々がいる以上、それは確かに「女性の存在問題でもある」のであり、こうした論点に対し、日本女性学会は、学術的な対話を促進する場を提供し続ける必要がある。

現状において、トランス権利擁護運動についての評価に、深刻な差異があることは確かである。本パネルは、残念ながら異論を持つ参加者の間での対話としては不十分なものとどまった。3にて、あらためて述べるが、議論の場を設ける場合、日本女性学会には、「学会活動の自由と公正のための宣言」に基づいて、立場の差異が差別に陥らないよう配慮する責任がある。日本女性学会には、マイノリティが対話を断念することのない、多様なマイノリティの社会的包摂のための議論の場を設けていく責務がある。

⑨ トランスジェンダー当事者やトランスジェンダーへの差別を問題とする発言に対して、野次等があったことについて (b-1、b-7、b-8)

笑いや拍手や野次などは、直接的な発言ではなくとも、場の空気を構成するものとして、重要である。本来、野次や（嘲笑的な）笑いは、学術的な議論が行われるべきパネル報告の場にふさわしいものではない。また、今回は同じ立場からの野次等が繰り返されており、それが主催者等から注意されることもなかった。結果として、質疑応答における野次等は、対等な議論を行うことを困難にするとともに、トランスジェンダー当事者やトランスジェンダーの権利擁護運動の立場にある参加者を排除する効果を持ったと言える。

分科会を、笑いや野次に象徴された「反トランスの意志を持つ人たちの集会のよう」だとし「差別集会」と評価した参加者がいた一方で、有益・有意義な空間であり真剣に問題に向き合っていたと評価する参加者もいた。3でも述べるが、これらの中には、むしろ、参加者の一人が「こんなの差別集会じゃないか」と声をあげて退場した行動の方を問題であったとし、その不規則発言とその後の振る舞いの方の攻撃性を問題視する声も含まれていた。なお、この退場者が発言した際にも聴衆からの拍手があった。

以上①～⑨の論点整理に基づき、調査WGは、「フェミニズムと表現・出版・学問の自由」をテーマに掲げた分科会が、テーマに即して議論を深めることができず、とりわけ質疑応答の場面において、多様な問題に関連してトランスジェンダーの権利擁護運動への批判を確認し合うことになった結果、トランスジェンダー当事者やトランスジェンダーの権利擁護の立場をとる参加者に対する攻撃や侮辱となり、問題があったと評価する¹²。

¹² 調査WGでは、トランスジェンダーやその権利擁護運動に対して、カテゴリー化したうえで否定し排除する点で、差別であるという意見もあった。一方、攻撃や侮辱と感じた参加者が発生したことが事実であったとしても、学会においてある一定の見解の表明や議論をあらかじめ封じるような裁定をすることは、学問の自由に照らして深刻な懸念があるという意見もあった。

2. A氏による申し立てについて

2-1.問題の指摘

7月16日、報告者の一人であるA氏より事務局および代表幹事宛にメールが届いた。メールニュースで分科会に問題があり対応を検討することを知ったが、自身も分科会の参加者からプライバシーを詮索するような発言により、人権侵害を受けたとの申し立てが記されていた。

9月19日、調査WGでは、正確な事情を把握するため、A氏に対し、「人権侵害」「プライバシーを詮索するような発言」とは、具体的にはどのような内容を指しているのかをメールで問い合わせた。

9月24日に届いた回答によれば、A氏が問題としていたのは、2人の男性とともにパネルに参加したことについて、質疑応答で参加者から「なぜ男とやるのか」と問われた場面である。この質問は、レズビアン・コミュニティについての議論を前置きしたうえでなされたものであり、A氏は次の2点により問題を感じていると述べた。

① この発言が質問を装いつつ、パネルが「不誠実または悪意のある意図をもって組織されたという印象を与えるもの」であり、A氏が「フェミニストであるにもかかわらず女性ではなく男性と組んだことを不愉快だと述べて攻撃した」ものであること。A氏はこの発言を自身の「社会的信用を毀損するものであったと感じて」おり、「学会会議として不適切」なものであると訴えている。

② 質問者がレズビアン・コミュニティに携わっているとして、レズビアンバーをめぐる事件に言及しながら「なぜ男とやるのか」と言ったため、A氏の「性的指向を示唆するような不適切で暴露的」な発言であったこと。A氏は、自身が公表も了承もしていない不確かな個人情報を質問者が知っているかのように不特定多数の前で言及したことで、分科会が学術的な会議にふさわしい安全な場とはなっていないと訴えている。

2-2.確認した事実

① 調査WGが、分科会の当該場面について確認したところ、確かに、質問者は、「レズビアン・コミュニティに、30年近くいる」との自己紹介に続き、レズビアンバーをめぐる事件に言及した後で、「Aさんが、男性2人と一緒に、今やっていますよね。で、それ自体、自分にとっては、やっぱりすごい不快っていうか」等と発言していた。

② 質問者が「でもちょっととにかく、Aさんに、何で男とやってるのかを俺はききたい」と質問をしめた際には、聴衆から笑い声も起こったほか、「よくな〜い？男とやればいいじゃん」といった不規則発言も飛んでいる。司会が「質問は、なぜ男性とやってんのか」と繰り返すと、再び会場に野次と笑いが生じた。

2-3.評価

①の点は、社会的信用や名誉の毀損に関わる指摘であった。この発言は「レズビアンだけの社交イベントの開催が差別禁止法に抵触することをキャンセルカルチャーの事例として紹介した報告に対してなされた質問であり、報告者について質問者が想定した、フェミニスト分離主義的な立場との整合性を問うたものと解釈可能なものである。A氏自身、この質問を「女性を排除して、このようなパネルを組み立てる」ことについての見解を問われたものと解したうえで、自身も「中年女性と一緒に、活動」する

ことを望んでいるが適わないのだと応答している。こうした質問が出ること自体は理解できるが、「不快」という言葉を伴うことでA氏に対し不用意に「攻撃」的な印象を与えたものと思われる。学会の場で報告者に対して、男性とともに登壇したことを「不快」であるとする発言は、学術的対話の場面においては不適切であるが、A氏のフェミニスト研究者としての社会的信用を損ねるような発言であったとまで認定することは困難である。

また、②の点は、プライバシーを詮索されることによる人権侵害に関わる指摘であった。質問が「レズビアン・コミュニティ」やレズビアンバーという文脈の中でなされたことによって、A氏が「性的指向を示唆するような不適切で暴露的」な発言であると感じたことは致し方のないことであったと思われる。当該発言については、「嫌がらせのような内容で聞いてとても辛かった」と問題視する声が他の参加者からも寄せられており、幹事会の中でもその場に居合わせた幹事から同様の指摘がなされていた。

なお、質問後の不規則発言や野次、笑いといった学術的な会議の場にふさわしくない嘲笑的な雰囲気の中で、A氏が抱いた不快感は容易に想像できる場所であり、報告者に安全ではないと感じさせてしまうことになったと考えられる。

以上により、調査WGは、当該発言を、社会的信用や名誉の毀損、プライバシーや人権の侵害に該当するとまでは言えないが、学術的な会議の場にはそぐわない攻撃的な発言であり、適切と言えない質疑の場面であったと評価する。

3. 学術的な会議の場としての分科会について

3-1. 問題の指摘

6月17日、幹事が受け取った「抗議文」は、分科会が「議論の場でも学問の場でもなく、単なる差別集会」であり、「中立性がまったく担保されておらず、議論の場としては機能していなかった」とし、参加者の一人が「こんなの差別集会じゃないか」と言って退出したことについて「この時点で、学問としての議論などはできていない状態であると感じた」と指摘している。他にも、幹事会に寄せられた参加者から同種の指摘がなされた。「トランスジェンダー当事者やトランスジェンダーへの差別は問題だと考える人に対する、揶揄するような、からかうような、小馬鹿にしたような話ぶり、雰囲気」があり、「分科会の企画趣旨とはかけ離れた、偏見に満ちた話ぶり、違う意見を発する人への見下したような対応」に苦痛を感じた、「笑いがおこり、その感覚を場全体が共有しているかのような雰囲気に耐えがたいものを感じ」たとする指摘である。

こうした雰囲気は「学会というよりは、あらかじめ反トランスの意志を持つ人たちの集会のよう」であると表され、「大挙して発言者に野次を飛ばす様子が何回かあったので、自分もあのように攻撃されたりバカにしたような笑い声を浴びるかと思うと、発言する勇気が持て」なかったと問題視されている。

一方、幹事会には参加者の異なる声も届いており、それらは「発表からは差別的発言は見受けられず、「極めて有益な分科会」、「とても有意義なもので充実した時間」、「さまざまな問題意識を持つフェミニストたちが一堂に会する貴重な機会」、「分科会参加者はそれぞれの意見の違いはあっても真剣に問題に向き合ってい」と、学術的な会議の場として分科会の開催の意義を高く評価していた。

これらの中には、むしろ、分科会において、参加者が「「こんなの差別集会じゃないか」「こんなの差別だ」のように大声で言って退場」した行動の方を問題であったとし、「フロアから勝手な不規則発

言をして、他の人に反論機会も与えずに出て行き、のちに自分の振る舞いをオンライン上の公開の場で吹聴しながら日本女性学会を批判」する攻撃的な振る舞いと、問題視する声も含まれていた。

3-2. 確認した事実

調査 WG では、分科会を差別集会とする批判が、報告者および質問者からのトランス女性を女性とみなさない立場に基づく発言、ポルノ加害とトランス女性を関連づける発言、トランスジェンダリズムをカルトと位置づける発言等を問題視してなされたものであることを確認した。

また、揶揄やからかい、異なる立場に立つ者への見下したような態度についての指摘は、主として、質疑応答場面における報告と無関係な質問、会場からの野次と笑い、および司会がこれらを適切に制御しなかったことによるものであったと思われる。

調査 WG は分科会の会場にいた 2 名の担当幹事より会場の様子についての聞き取りを行い、司会は、野次や笑いなどに対する制御を口頭でも身振りでも行っていないこと、質疑応答は「一人一問で一分以内で」というルールを設けながら途中で長い発言を制止する様子が見られなくなったことを確認した。

また、質疑応答の開始時には多くの参加者が挙手していたが、次第に流れや雰囲気が出来上がっていきつつ、誰もが発言しやすい状況ではなくなっていったように思うとの指摘もあった。

会場から抗議の声があがり退出者が出た際にも、司会者がこれに応答することはなく、2 の検討対象である A 氏に対する質疑およびその後の野次等に対しても、司会の介入はなされなかった。

中立性が担保されていなかったとする指摘については、少なくとも司会者が発言者を恣意的に選別した事態は見出すことができなかった。12 名の質問者のうち少なくとも 2 名は明確に報告者に批判的な立場からの発言をしており、この際、発言時間を不当に短くするなど恣意的な進行は確認することができなかった。

ただし、フロアでのやりとりとして、質問者が「トランス女性を女性だと思ってる人は何人いるんですか」と述べ、会場から笑いが起こった後で、参加者の一人が、「ただの差別じゃないですか。差別集会してんですか」等と声を荒らげたのに対し、会場からは、「それ、トランスの活動家に言ったらどうですか？あと、男。ここにいる女に言うことじゃないですよ」と強い調子で反論する場面があったことを確認した。この参加者は会場を去り、その際には、他に「さようなら！」「お疲れー！」といった野次も飛んでいた。同じ質問者がその後も具体的な映像作品の描写にふれながら長々とポルノ批判を繰り返したことで、「なぜこんなの聞かなきゃいけないの？」と抗議の声や戸惑いも生じていた。総じてこの質疑応答の場面あたりから、司会は場をコントロールすることを放棄してしまった様子がうかがえた。

加えて、質疑応答時に参加者から性自認至上主義への対抗の仕方を問われた際には、性自認に基づいた法的性別の変更を主張するような者は「地球は真っ平らだと言ってる人と一緒」であり「そんなばかなことありえ」ず、声をあげることで「粉碎」すべきだと、攻撃的で煽るような抑制を欠いた発言が司会者からなされたことも確認された。

3-3. 評価

分科会が、学術的な会議の場として成立していたか否かを評価する際、まず①自由な報告と議論がなされるような運営がなされていたか否か、次に②学会の活動として学術的に意義のあるものだったか否かを問う必要がある。

まず、①について。調査WGで確認したところ、報告は大会運営者からの検閲や抑制を受けることなく行なわれた。また、なんらかの妨害を受けることなく行なわれた。それらの点では自由は尊重されていた。3つの報告は、トランス支持派のアクティヴィズム（特にキャンセルカルチャーと命名された運動）に対して批判的なスタンスから為されたものであり、そこに関係する部分で違和感やハラスメント的被害感を訴える参加者からの意見は理解可能なものである。しかし、報告に限って言えば、トランス女性を女性として扱わない立場からのものであるものの、表現は抑制されたものであり、反論や議論に開かれており、その形式は「学会活動の自由と公正のための宣言」で謳われる「あらゆる形態の差別をしない」に反するものとは見られない。「性自認」については現在議論が続いているところであり、学会は「差別」とならぬよう手立てを講じつつ、議論の場を確保し続ける必要がある。また、報告後のフロアからの質問や意見に関しては、主催者が発言者を選別して自由な議論を封じるような事態は見られなかった。しかし、司会からの要請であった一分以内での発言を大幅に超える参加者発言、抑制を欠いた参加者発言、発言者への野次や笑い、それらを司会が制御すべきであったが、放置していた。また、司会者自身の抑制を欠いた発言も確認された。以上のことで、報告者たちと異なるスタンスをとる人々が発言しづらい会場の雰囲気になってしまっていた。

次に②について。①で示した報告者と異なるスタンスをとる人々が発言しづらい会場の雰囲気の結果、報告に対して議論を交わし、異なる見方を明らかにし考察を深めるといふ、報告段階ではまだ存在していた可能性が失われていた。報告後の質疑・討論の場では、報告者の立場に対して賛同的な立場と批判的な立場の双方から発言があったが、いずれも報告内容から離れたものとなっていた。また、圧倒的に多くは報告者たちと近い立場から各人の持論を表明する場になってしまっていた。日本女性学会はその設立趣意書において、「既成の学会の慣習にとらわれぬさまざまな立場の人の参加」を呼びかけており、研究者であるか否かにかかわらず、平場の関係を重んじてきた。今回の分科会ではそのことが一因となり、結果的に、学会における研究会というよりも、「集会」に近い雰囲気を導くことになってしまったことは否めない。

総じて、報告は分科会タイトルの「フェミニズムと表現・出版・学問の自由」に即して行われたものだったが、後半の議論においては「トランスジェンダリズム」全般に論点が移動し拡散していた。司会にもそれを助長する発言があり、分科会のテーマに即して議論が掘り下げられなかった。もしも「キャンセルカルチャー」についての報告と議論が学会の通常雰囲気の中でなされれば学術的に意味のあるものになりえたかもしれない。しかし、上述の展開から言えば、この分科会が学会大会の場で行なわれた意義には疑問が残る。

以上により、調査WGは分科会を、自由な議論の場を保証しようとする一定の配慮はなされていたが、不十分な面もあり、自由な議論に反する展開が生じてしまった結果、学術的な会議の場としての意義が損なわれてしまったと評価する。

4. 幹事会の対応不備について

4-1. 問題の指摘

【抗議文における指摘】

「抗議文」によれば、幹事会の対応は、分科会開催の①事前、②当日、そして、③学会運営の姿勢についての不備があったことが以下の通り指摘されている。

① 事前について

登壇者の過去の発言や SNS 上での投稿をみれば、トランス差別的な発言がなされることや、議論が白熱することは予想可能であり、さらに初日のシンポジウムでトランスに対する不規則発言があったことをふまえると、分科会に同様の立場の参加者が集まるのが十分に予想されたにもかかわらず、運営側（幹事会）は何の対処もしていなかった。トランス差別に抗議する側のみを脅威とする姿勢があったのではないか。

② 当日について

当日の分科会では、野次や、嘲笑のような笑いや拍手、悪質な暴言があり、学問的に議論の問題点を指摘することが許されない雰囲気となった。「差別集会」だと退出者も出た。こうした事態については、運営側が差別的な言動を制御できるような体制を作っていなかった責任も大きい。日本女性学会として真摯な検証がなされるべきである。

③ 日本女性学会の姿勢について

トランス差別主義者に「歴史的なイベント」を開催する機会を与えた日本女性学会に深く失望するとともに、強い抗議の意を表明する。トランスジェンダーに対する差別を煽るような分科会を十分な配慮がなされないままに開催し、それによるトランスジェンダー当事者への影響に無自覚な日本女性学会の態度に「シス特権」は明確に現れている。自分たちの権威に無自覚で、マイノリティの声を聞く姿勢が欠けていた。

【幹事からの指摘】

6月9日、大会の開催後に行われた幹事会において、分科会の担当幹事の一人より、幹事会の対応について、分科会開催の①事前、②当日、そして、③学会運営の責任についての不備が以下の通り指摘された。

① 事前について

分科会の開催をしてしまったことへの反省がある。

妨害行為を懸念し、大会の円滑な運営への協力を学会ニュースに掲載したが、幹事会として差別的発言に対する対策を講じなかった点を反省する。

② 当日について

学会として介入するのは難しいとしても、司会者に差別的な発言はやめるよう、またフロアからの差別的な発言を制止するように、幹事会から司会者に事前に伝えておくべきだったのではないか。もっと幹事会として対策を講じるべきだったのではないか。

③ 日本女性学会の責任について

分科会を開催してしまったことを、幹事の一人として深刻に捉えている。

【幹事会におけるその他の指摘】

幹事の中には、事前対応により妨害行為が起こらなかったことを評価し、当日は司会が質疑応答での議論をもう少しコントロールしてもよかったかもしれないが、日本女性学会として分科会の開催申し込みをリジェクトしたり、運営に介入したり、初めての事態に即座に対応したりすることは難しかったと述べた者もいた。

【要望書等による指摘】

分科会において生じた事態を危惧する立場からは、黙認すれば日本女性学会の信頼に関わるという声があり、トランスジェンダーの人権を擁護する公式声明の発表、学会会員の安全を確保するための具体

的な対策の提示、再発防止策の策定を要望するとともに、「特定の立場や意見に与するのではなく、全ての参加者の安全と尊厳を守る立場から、客観的に確保可能な「安全」の実現を目指していただきたい」という意見があった。

一方、分科会の開催意義を認める立場からは、ネット上の情報にまどわされない事実の確認、学問の自由、言論の自由の堅持が要望され、「学会とは、社会的抹殺に加担することなく、民主社会における健全な議論を保障し、促進する役割を果たす場所であるべき」という意見が寄せられ、また、分断を放置あるいは拡大してきた「学者」の責任を指摘し、分科会はこの分断の表面化にすぎないとする意見があった。

4-2. 確認した事実

10月2日、調査WGでは、正確な事情を把握するために、分科会の2名の担当幹事より聞き取りを行い、事前段階および当日の幹事会での議論や対応について確認を行った。

① 事前について

昨年の抗議行動をふまえ、同様の事態を危惧する幹事の意見があり、妨害行為について議論し、大会の円滑な運営への協力を学会ニュースに掲載した。分科会に特定したものではなく、キャンパス全体での抗議行動を懸念し、対策をとった。

分科会については、パネル報告であることをふまえたうえで、担当幹事の役割として、抗議活動があった時にどのように退席してもらえばいいかという観点で話し合いをした。代表幹事は待機、抗議者を退室させるかどうかはその場にいる幹事全員で判断し、代表幹事にも連絡して決めることとした。

会場で差別発言が主催者または聴衆側から出る可能性については、話し合われなかった。

エントリの際、主催者代表から「私たちのテーマそのものが「フェミニズムと表現・出版・学問の自由」です。みなさんが圧力に屈して、このテーマでの発表が不可能になるような皮肉な事態にならないよう、最善を尽くしてください。」という要望があったが、この点についての議論は行わなかった。

主催者に対しては通常連絡のみ行った。「分科会は行われるべきでない、それを開催するのであれば、それに（は）反対の立場をとる分科会も開催するべきではないか」というメールが学会宛てに届いたが、分科会は日本女性学会が主催するわけではなく、分科会の内容でその開催の可否を議論するべきではないと判断し、幹事会での情報の共有だけにとどめられた。

「学会活動の自由と公正のための宣言（2006年6月10日、日本女性学会総会において採択）」について、確認する機会はなかった。

② 当日について

担当幹事の役割については、パネルがスムーズに流れていくのを見守ることであると認識されていた。担当幹事は、抗議活動などなくスムーズに進行することに目配りするとともに、椅子の用意など、遅れて来場する人への対応を行った。また、新聞社のカメラマンが会場を撮影しようとしたが、事前の連絡がなかったので制した。

担当幹事も、会場に参加した幹事も、進行に介入しなかった。

4-3. 評価

① 事前について

本大会については、昨年の抗議行動をふまえ、同様の事態を危惧する幹事の意見があり、妨害行為を回避するために、大会の円滑な運営への協力を学会ニュースに掲載した。分科会についても、同様の視点から、抗議あるいは妨害行動への対応については議論された。一方、分科会にて差別発言があった場合についての検討は一切なされなかった。以上を振り返れば、起こりうる事態についての想定が一面的であったことは否めず、分科会の開催について十分な配慮があったとは言えない。

分科会の開催を承認したことについては、これまで申し込みをリジェクトした前例がなく、また「フェミニズムと表現・出版・学問の自由」というタイトルでのパネルを、日本女性学会における問題設定の枠組みから逸脱するものとして退けることはできなかったと思われる。

ただし、トランス問題について取りあげられることは、要旨から確認することが可能であり、現在のトランス差別をめぐる対立状況をふまえれば、当日の議論が「学会活動の自由と公正のための宣言」に抵触するものとならないよう、幹事会で対策を検討しておくことは必要だった。

② 当日について

従来、パネル報告においては、パネル開催者に運営を一任しており、担当幹事は会場の設置などのサポートのみを行ってきたため、当日の判断で進行に介入することは難しかったと推測される。しかしながら、前例がなくとも、不測の事態が生じた場合、担当幹事が独自の判断を行うことは、容認されていると思われる。また、事前に、抗議行動があった場合については介入することを検討していたことをふまえれば、幹事による進行への介入自体が認められていないわけではない。それゆえ、分科会において、問題が発生した時点で進行に介入しなかったことは、容易ではなかったとしても、やはり配慮が十分になされたとは言えない。

ただし、当日の担当幹事のみならず、会場設置などに注力しつつ、前例がないなかでこうした判断や責任を求めるのは過重であり、事前の幹事会での対策が不十分であったことが、より大きな問題であったと考えられる。

③ 学会の姿勢・責任について

学会は、「自由な議論」を行う場であるべきである。自由で公正な議論が安全に行われるためには、他者への配慮や信頼が必要であり、そのため日本女性学会は「学会活動の自由と公正のための宣言」を採択している。幹事会には、「宣言」に準じて、学会を運営していく責任がある。

議論の場において、意見の異なりが発生すること自体は、公正な議論が行われるのであれば、まったく問題ではない。むしろ、意見の齟齬があるときにこそ、学会には、齟齬について検討を加え、対立の構造を解きほぐし、より根本的な問題に向かうための議論を行う場を設けることが求められるだろう。このたび日本女性学会に寄せられた要望には、「分断」を放置せず、議論を促進することを求める声があった。分断は、相互理解を阻み、差別や憎悪を発生させる温床となる。分断について検討するための議論の場を設けることは、学会の役割として重要であろう。

同時に、議論の場では、すべての参加者の「安全」と「尊厳」が守られることが必須である。日本女性学会は、研究だけではなく、女性問題を解決するための運動や活動にも開かれた場でもある。研究から運動や活動まで広く開かれた、多様な立場の会員が集まるからこそ、日本女性学会の活動において、「宣言」に述べられた「自由と公正」、「他人の権利の侵害、不当な差別やいやがらせ、研究活動上の

不正のない、公正で対等な関係」は不可欠である。日本女性学会における「自由と公正」を守ることは幹事会の責任である。

1～3において検討してきたように、分科会においては「宣言」に抵触すると受け止められるような事態が発生しており、それについて、幹事会の事前および当日の配慮が不十分であったことを反省的に認め、今後このような事態が発生しないよう、対策を検討する必要がある。

以上により、調査WGは、分科会に関する日本女性学会の対応について、事前、当日、いずれにおいても、学会運営の姿勢・責任に不備があったものと評価する。

(参考資料) 学会活動の自由と公正のための宣言

2006年6月10日

日本女性学会総会において採択

学会において、それぞれの会員が自由に活動をするためには、他人の権利の侵害、不当な差別やいやがらせ、研究活動上の不正のない、公正で対等な関係が不可欠である。

この宣言は、学会活動を十分に行う環境を作るため、日本女性学会の基本的姿勢を確認するものである。本学会は、「あらゆる形態の性差別をなくし、既成の学問体系をこえた女性学の確立をめざし、そのため、研究および情報交換を行なうこと」(本会規約)を目的としている。会員は学会の目的に反する活動をしない。また、あらゆる形態の差別をしないことに加え、今日新しく提起されているハラスメント行為についても視野に入れ、これを行わないことを確認する。

1. 会員は、人種、民族、国籍、宗教、障がい、門地、年齢、容姿、性別、性自認、性的指向、婚姻上の地位、子どもの有無、その他あらゆる形態の差別をしない。
2. 会員は公正に研究、調査活動を行う。調査対象者、研究協力者などのプライバシー権や人格権を尊重し、不利益を与えることをしない。
3. 会員は、学生や院生、オーバードクターやポストドクター、研修員等も含め指導している者、雇用している職員や同僚など誰に対してもセクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントをしない。
4. 会員は、直接・間接の監督・指導・評価などにおける職業上の地位を利用した搾取をしない。
5. 会員は、公正に学会活動を行う。学会活動には、学会誌紙の編集発行、大会、研究会の運営や発表、参加などの他、学会を運営するあらゆる事柄を含む。
6. 学会は、この宣言を実現するため、必要に応じて規程およびガイドラインを設ける。